

十日町市「建築工事における週休2日促進工事」令和7年4月試行実施要領

1 目的

本要領は、建築工事における週休2日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

②通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時休止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 4週8休以上

①月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の合計日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

②通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日

数に含めるものとする。

3 対象工事

令和7年4月1日以降に入札公告を行う建築工事とし、工事主管課長が選定するものに適用する。ただし、発注者が週休2日促進工事に適さないと判断した工事は除外する。

4 発注方式

次の方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

①受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式（通期の週休2日は必須）

（設計図書に別紙（「建築工事における週休2日促進工事」の試行について 特記仕様書）を添付する。）

5 積算方法等

（1）補正方法

週休2日促進工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する（市場単価等の補正率は、令和6年3月22日付国営積第13号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知を準用する）。

①月単位の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.04

②通期の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.02

（2）積算及び変更方法

①受注者希望方式

通期の4週8休以上を前提に、（1）②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休を達成状況した場合は、補正係数を（1）①に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。通期の4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、変更契約においては、建設工事請負基準約款第24条の規定に基づき行うものとする。

6 現場閉所（現場休息）の確認方法等

（1）現場閉所（現場休息）の確認方法

①工事着手前

- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実工程表」等を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場制作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者との協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整した上で、その予定日を記載した「実工程表」等を作成し、監督員に提出する。

②工事着手後

- ・監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ・受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。

③その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

（2）週休2日促進工事の見える化

受注者は、週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

（3）工事成績評定

発注者は、月単位の週休２日（４週８休以上）が達成された場合、工事成績評定において加点評価するものとする。また、提出された工程表が通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休２日に取組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定において点数を減ずる措置を行うものとする。